

参与、相談役、名誉楽員並びに 顧問の推戴・委嘱に関する細則

熊野吹奏楽団

熊野吹奏楽団団則第7条並びに第8条の規定に基づき、参与、相談役（名誉楽長）、名誉楽員並びに顧問の推戴・委嘱に関する細則を次のとおり定める。

1. 名誉楽員

- (1) 長年、この楽団の役員として尽力され、退任の後、退団された者
- (2) 在団中の功績が顕著で、運営協議会の3分の2以上の承認を得られた者
- (3) 名誉楽員は辞退、またはこの楽団の名誉を傷付け、またはこの楽団の目的に違反する行為がない限り、終身楽員とする
- (4) 名誉楽員は、楽長がこれを委嘱する

2. 相談役（名誉楽長）

- (1) この楽団の楽長として尽力され、退任された者
- (2) 在職中の功績が顕著で、運営協議会の3分の2以上の承認を得られた者
- (3) 相談役の任期は、辞退、またはこの楽団の名誉を傷付け、またはこの楽団の目的に違反する行為がない限り、次期相談役の就任が決定するまでとする。
- (4) 相談役は、」運営協議会及びこんお楽団主催の事業に出席し、楽長または運営協議会に助言を述べることができる
- (5) 相談役は、楽長がこれを委嘱する

3. 参与

- (1) 相談役を退任された者
- (2) 在職中の功績が顕著で、運営協議会の3分の2以上の承認を得られた者
- (3) 参与は、辞退、またはこの楽団の名誉を傷付け、またはこの楽団の目的に違反する行為がない限り、終身参与とする
- (4) 参与は、この楽団主催の事業に参加することができる
- (5) 参与は、楽長がこれを委嘱する

4. 顧問

- (1) 県内の有識者、事業家、町内の教育関係者、その他の学識経験者等により、楽長がこれを衰退し、運営協議会の3分の2以上の承認を得られた者
- (2) 顧問は、この楽団の組織、事業、運営等に関する事項について、必要に応じ、楽長の相談を受ける
- (3) 顧問の任期は2年とし、再任は妨げない
- (4) 顧問は、楽長がこれを委嘱する

- 附 則
1. この細則の改廃は、運営協議会の議決を要す。
 2. この細則は、平成9年6月9日より施行する。